
新型コロナウイルス感染症（COVID-19）下における 児童福祉とBCP再構築に関する一考察

日本大学危機管理学部 准教授 鈴木 秀洋

- I 問題の所在
- II 厚労省通知等の確認と分析
- III 個別の主要三課題の抽出・分析
- IV 上記課題解決の考察（具体的三つの改善提言）
- V 提言実効化担保のための制度再構築提言（自治体児童虐待対応版BCPの構築）
- VI おわりに（展望）

I 問題の所在

自治体は、これまで新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「COVID-19」と表記する。）下において、国から幼・小・中学校等の一斉休校を求められ、また急遽決まった国民への定額給付金手当の支給事務、クラスター対応等、緊急対応に追われ続けてきた。従前とは異なる新たな取組が求められる中、基本的に現有勢力で「住民の福祉の増進」（地方自治法1条の2）の遂行を迫られる。災害時に人的・物的資源が減少する中でどのように事業の継続を図っていくのかというBCP(事業継続計画)（以下「BCP」と使用する。）対応がCOVID-19感染下で求められている。

本論稿は、こうした中、特にCOVID-19対策で急増しているといわれつつも、可視化されない家庭という密室状態の中で、日常生活上生命・身体の危機に直面し続けている子どもの命を守っていく児童虐待対応分野において、自治体¹の取組の現状を分析する。その分析対象期間としては、基本的に外出自粛要請期間（学校等一斉臨時休業等通知発出2020.2.28通知）及び緊急事態宣言（2020.4.7発出）下の期間を対象に振り返りを行う。自治体業務の変更等について電話・メール・同時ライブ型リモート会議等を通じて個別ヒアリング調査等を依頼し57の自治体担当者に答えてもらった調査²（以下「本件調査」という。）を基礎資料としている。

また先行研究との関係で本論稿の独自性・新規性について述べると、執筆時点の2020年9月時点で筆者が調べた限り、外部委員等を含めた形で児童虐待分野のCOVID-19対応の検証³について公開されているものはない。この点、「神戸市新型コロナウイルス感染症対策第1次対応検証結果報告書」⁴は内部検証かつ児童虐待対応について詳述するものではない。また中野区は緊急事態宣言時の対応について外部委員を含めた検証を行っている⁵が未だ公表がない。本論稿は、COVID-19下の児童虐待への自治体対応の検証を行い、かつ、BCPとの関係を論じるという点、更に調査手法・時期においてアンケート回答のみでは拾えない現場の実情に関し、COVID-19初期段階

（2020年2月頃）からヒアリングを行い、その実態を基に児童虐待対応の課題を浮き彫りにしている点で独自性・新規性を有していると考ええる。

本論稿は、COVID-19下における児童虐待対応（自治体関係機関の連携・協働含む。）に関して、まず児童虐待対応に関する国発出通知を確認し（Ⅱ）、筆者ヒアリング調査等から浮かび上がった主要三課題を抽出・分析し（Ⅲ）、課題考察による改善提言（Ⅳ）、提言実効化のための制度再構築としての自治体児童虐待対応版BCPの提言（Ⅴ）という構成で、今後も継続するCOVID-19下の自治体対策の一指針を提示することを目的とする⁶。

Ⅱ 厚労省通知等の確認と分析

国は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた支援対象児童等への対応について」（令和2年4月10日付事務連絡）等を発出し、学校の休業等を踏まえ、子どもの生活環境の変化に伴う支援対象児童等の状況の変化の把握を依頼する通知⁷に続き、更に、COVID-19拡大に伴い、学校等の休業や外出自粛が継続する中で、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待等のリスクが高まっているとして、「子どもの見守り強化アクションプラン」の実施について」（厚生労働省子ども家庭局長発令和2年4月27日子発427第3号）を発出した。

内容をまとめると以下ようになる（厚労省通知を基に筆者追記修正）。

まず、本通知は、児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。意義等については後述）が中核となって、様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を早期に発見する体制を強化すること、そのための定期的な見守り体制強化を各自治体に依頼するものである。

「支援対象児童等の定期的な状況把握」と「様々な地域のネットワークを活用した見守り体制の強化」、この二つを提示して児童虐待予防及び児童虐待の迅速な対応を図っていこうとするものである。

一つ目の柱となる「支援対象児童等の定期的な状況把握」の具体的内容としては、更に4つの具体的項目（以下（1）～（4））が挙げられているので説明を行う。

（1）支援対象児童等の区分と役割分担の決定

「市町村（特別区を含む。以下同じ）要保護児童対策地域協議会の把握している支援対象児童等について、①就学児童、②保育所、幼稚園等の児童、③特定妊婦、④未就園児等に区分し、確認に係る役割分担を行うこと。」とし、それらの支援対象児童等を「(定期的な状況把握・支援を主として担う機関)」を組み合わせて以下のようにまとめている。

すなわち、

①就学児童は、学校（休業中の場合も含む）

②保育所、幼稚園等の児童は、保育所、幼稚園等（休業中の場合も含む）

③特定妊婦は、市町村の担当部局

④未就園児等は、要対協で主たる支援機関として決定された機関

上記のような役割分担を例示している。

(2) 支援対象児童等の状況把握の実施

上記(1)において区分した支援対象児童等に関して、電話・訪問等⁸により定期的な状況把握(少なくとも1週間に1回)を行うこと⁹とし、上記区分に従って留意事項を示している。

① 就学児童について

学校休業中の支援対象児童については、文部科学省から各都道府県教育委員会等に対して発出した通知に基づき、学校における定期的な状況の把握と教育委員会を始めとした学校関係者との連携した状況把握

② 保育所、幼稚園等の児童について

登所自粛や臨時休所を行っている保育所¹⁰、幼稚園等の支援対象児童については、内閣府、文部科学省及び厚生労働省発出の事務連絡に基づき、定期的な状況把握と保育所、幼稚園等との連携した状況の把握

③ 特定妊婦について

特定妊婦の家庭については、市町村が子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点における相談支援や、母子保健事業における保健指導や相談支援、養育支援訪問事業(育児用品の配布等)等を有効に活用するとともに、地域のネットワークを最大限活用した定期的な状況の把握

④ 未就園児等について

要対協において、主たる支援機関を決め、地域のネットワークも最大限活用して、定期的に状況を把握すること¹¹。また、生活保護や障害福祉等の各種福祉サービスを利用している場合の福祉事務所の担当職員等による生活状況の確認等の機会を活用した状況の把握と一時預かり等の福祉サービス等の利用と連携した状況の把握

(3) 確認した情報の集約と進捗管理等

上記(2)で確認した情報については、要対協で集約し、進捗管理を行い、関係機関で情報共有を行うとともに、必要に応じて実務者会議や個別ケース検討会議を開催する等により支援方法等を検討し、必要な支援・措置(児童相談所による一時保護等を含む)に繋げること、との指針を示して要対協での集約と進捗管理を求めている。

(4) 地域のネットワークの活用

都道府県・市町村の保健部門を中心にCOVID-19への対応に注力している中で、人的資源の投入にも制約もあることから、支援対象児童等の把握に当たっては、行政機関のみならず、日常的に子どもと接する機会を有する地域の民間団体等の協力も得る等、様々な地域のネットワークを活用¹²して行うこと等を例示している。

(5) 「様々な地域のネットワークを活用した見守り体制の強化」について

大きな柱の二つ目としては、上記(1)(①～④)の支援対象児童等の状況の定期的な把握を含め、児童虐待の早期発見・早期対応の効果的な実施のため、行政機関だけではなく、要対協に参画する関係機関のほか、更に地域で子どもに様々な支援活動を実施している民間団体等にも幅広く協力を求め、地域のネットワークを総動員し、子どもを見守る体制の強化を図るため、特に「現下の行政機関の保健部門を中心とするCOVID-19対応の状況にも鑑み、地域の見守り体制については、民間団体も含めて、地域の様々な機関・団体等に幅広く協力を求め、地域で力を合わせ、協働して取り組んでいく必要がある。」とする¹³。

(6) 対策通知の分析

筆者は、上記国の通知に関し、項目を整理した発出であること、ネットワークを活用した安全確認の推進を求めている点には賛同する。

しかし、個別の論点の前提としている考え方や通知の射程に関して現場職員からの本件ヒアリング調査で挙げられた声を中心に四点挙げておく。

第一に、基本的な考え方についてである。安全確認や見守りという用語の射程が明らかでないとの指摘がある。安全確認という用語には一回的かつ傷やあざ確認等の外的側面が想定されがちであるが、児童虐待・DV等を防止して子どもの命（心を守ることも含む。以下同じ。）を守るとの目的からすれば、内的側面としての子どもの心理面のフォローが十分なされることを含めての継続的な安全確認が必要である。こうした総合的な安全確認¹⁴が見守るということであり、用語の理解齟齬が生じないような発出通知の工夫が求められる。

第二に、この通知は、網羅的な取組指針を示しているようで実は上記第一で上げた平時における抽象的な見守りの基本的考え方をCOVID-19下でも適切に行うように要請しているにすぎないとの指摘がある。本件調査で現場職員から挙げられた声としては、「平時の取組を頑張って続けるように」、「無理してでも頑張れ」との命令にしか思えないとのコメントが調査でも挙げられた。

第三に、第一の課題指摘と関連するが、この通知を履行する場合の基準・程度が明確でなく、具体的履行の目安が自治体に委ねられているとの指摘がある。確かに現場の裁量は必要である。しかし、COVID-19対策として財政的¹⁵・人的補充が自治体のあらゆる分野で求められている現状において、国からの追加的な財政的・人的支援措置が示されなければ、この通知を十分に履行することは難しい¹⁶との現場からの声が挙がっている。国としては、この安全確認の通知の実行過程や効果測定を行うことが求められる。

第四に、安全確認の対象となる支援対象児童等の範囲が狭いのではないかの指摘がある。通知では要対協登録者を対象にしていると読める。とすると、要対協登録者の登録のハードルを下げないことには関係機関からの情報収集が十分なし得ないし、従前からの支援対象児童等の安全確認に精一杯で新規ケースを拾うことへのアンテナが鈍りかねない。

以上、COVID-19の国発出の通知に関し、履行に際し問題となる4つの課題分析を行った。自治

体がCOVID-19下で、この通知を前提にしつつ、具体的にどのような児童虐待対応を現有勢力で行っていったのか、個別の論点検証の中で、更に議論を深めていく。

Ⅲ 個別の主要三課題の抽出・分析

筆者は、上記国の通知に基づき子どもの見守りを行ってきたとする自治体に対し、より詳細にその履行手法を調査してきた。以下では、ヒアリング調査を基に相当数の自治体が課題として挙げていた三つの領域の重要論点を採り上げる。

1 保育所・幼・小・中学校等の子どもに関わる機関の休所・休校の課題

まず、幼・小・中学校の一斉休校要請に関して、その要請を受けた自治体側がどのように子ども達の安全確認を行ったのかについてその実状を述べる。

本件調査によれば、一斉休校等により、幼・小・中学校等の休校により、被虐待児童の姿が見えず、声が拾えなくなったことが挙げられる。これらの機関が閉鎖された期間は、本来学校や保育所で確認できた子ども達の毎日の姿が全く確認できなくなり、その結果子ども家庭支援センター等の自治体の子どもも支援・児童虐待担当部署の通告も比例して減少する。学校等の関係機関が閉鎖された期間は、「関係機関からの虐待通告等の電話がぱったりやんだ」「近隣からの虐待通告や警察からの通告はあるが、関係機関からは連絡が入らなくなった。」こうした声は筆者が調査したすべての自治体から聞かれた（ただし、このことは児童虐待相談対応件数の減少という形では統計上表れない。なぜならば、①国・自治体の公的集計数値は月単位等の集計となっており学校等閉鎖期間という形での児童虐待相談対応件数の比較集計がなされていないこと、②近隣又は警察からの通告数は減少してはいないこと（COVID-19下にもかかわらず子どもが外で遊んでいるといういわゆる自粛警察といわれるような近隣からの通告が増加したと答える自治体担当者もいた。）、③近年の毎年の児童虐待相談対応件数は一貫して増加しており、その意味ではCOVID-19下での相談対応件数の一時的減少分は、近年の増加率を踏まえれば潜ってしまうと考えられること）。幼・小・中学校が閉じたことで子ども関係機関による安全確認ができなくなりその期間本来通告されたであろう数が減少し、潜在化してしまったといえよう（その後増加に転じている。）。なお、保育所は一斉休所を要請されなかったが、利用者に自粛を求める自治体が相当数に及んだ。

ではこのような状況の中で、保育所や幼・小・中学校はどのような形で安全確認を行っていたのであろうか。

国の通知は「電話・訪問」による安全確認を求めている。この通知を受けた学校の現場教員としては、具体的には個別訪問は難しく担当がクラス全員の自宅に電話をかけるという方法¹⁷で安全確認を行うことになる。しかし、実際に一担当教員として児童・生徒に電話をかけることを想定してみてもほしい。留守番電話となっていること、買い物に出かけていること、風邪で体調を崩している

等、一人ひとりの生活リズムや家庭環境が異なる中で、児童・生徒とタイミングが合致することは思いのほか難しい。たまたま電話が繋がったとしても、保護者が「子どもは元気です」と言って安全確認を終了せざるを得ない事態は相当数に及んだと複数の教員は言う。更に、いくつかのハードルを越えて児童・生徒と電話で話すことができたとしても、個別の一人ひとりに一回の電話で費やすことができる時間はそれほどとれない。その上更に重要なこととして、学校等が閉鎖された時期に注目することが不可欠である。この時期は年度が替わり、例えば4月から学年が一つ上がり、新しい担任と新しいクラスとなる時期である。児童・生徒又は保護者にとって、初めて出会う教員が電話をしてくることになる。顔・名前すら知らず信頼関係が未だできていない教員から安全確認の電話を受けたとして、児童・生徒が自らの心身や健康状態を正直かつ的確に伝えることは難しい。安全確認を行ったが、「親に子どもは元気だと言われて終わった」、「子どもに電話口で一言安全確認をした程度だった」との実態が浮かび上がった。

また、保育所では、事実上保護者に登所自粛を強く呼び掛けている自治体の存在が多く¹⁸、その場合の安全確認は、保育所利用が就労者を想定していることからして、登所していない子ども達の安全確認を行うことは事実上困難である。

こうした実態から考察結果として明らかとなったことは、安全確認を行ったと報告している自治体でも、国の通知の履行状態としては、実際は、電話等で、形式的で一回的な短時間での安全確認を可能な範囲で行っている例が相当数存在するということである。

2 保健師等による自宅訪問（乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業））の中止

次に保健師等による自宅訪問については、継続自治体、一旦休止して再開した自治体、中止自治体と様々である。この事業の重要性の認識や国の通知の解釈が自治体によって異なっている。

この点、児童福祉法第6条の3第4項は、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）を定めている。法律では、全ての乳児のいる家庭を訪問することで、子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業であると定める。厚労省は、事業の詳細¹⁹として①地域社会と繋がる最初の機会として乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を目的として示し、②事業内容として、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭訪問、育児等に関する不安や悩み相談に応じること、子育て支援に関する情報提供、親子の心身の状況や養育環境等の把握・助言、適切なサービス提供に繋げること、訪問スタッフとして愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子育て経験者等を幅広く登用すること、訪問した結果支援が必要な家庭は適宜関係者によるケース会議を行い養育支援訪問事業を始めとした適切なサービスの提供に繋げることと定め、③実施主体を市町村（特別区含む。）とする。

この事業は、上記目的で明示しているように、乳児家庭の孤立化を防ぐための重要な事業である²⁰。筆者は、現在、自治体の児童虐待対応のアドバイザーとして、直接・間接に乳児を抱える保

護者からの相談案件を受ける機会をもっており、その中でも、この事業を望む保護者が多いことを実感している。

そして、国も、この事業の継続の是非に関しては、「子どもの見守り強化アクションプラン」の実施通知前から、「母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について」（令和2年2月28日付事務連絡）を发出²¹し、この中で、「乳児家庭全戸訪問事業」については、国として中止を求めている。「感染拡大防止のための以下の点に留意すること。」と記述し、かつ、「事業の社会的必要性等を踏まえ」との文言をあえて書き込んでいることからして、自治体の裁量に任せつつも、当該事業推進に重きを置いた判断をして通知発出をしていると解釈できる。

しかし、今回の本件調査では、感染予防として相当数の自治体が中止判断を行ったことが判明した。

この中止判断について、本件調査では、一つは、訪問家庭から拒否された事実があり中止したとの答え、もう一つは家庭からの拒否如何に関わらず、自治体全体の判断として中止したという答えがあった。この点、訪問家庭から拒否されたとの回答に関してはそもそも COVID-19 下でなくてもある話であり、当該家庭に訪問が行えないことを一般化して事業を中止するとの判断については更なる説明が必要であるといえる。また、一律に事前中止を決定した自治体にあつては、国からの通知をどのように解釈したのかという説明と保護者らの要望に答えていない事実をどのように理解しているのかの説明が必要となる。

3 要対協の開催延期・中止

第三に、要対協の開催延期・中止した自治体は相当数に及んだ。国の通知は、要対協を中心に安全確認を行うことを求めており、延期・中止を求めているにも関わらず、多くの自治体が要対協を延期・中止してしまったのはなぜか。その法的判断・解釈はどのようなものであるのかが問題となる。

そもそも、要対協とは、児童福祉法第25条の2第1項に制度設計された法定ネットワークであり、自治体は、①要保護児童（略）の適切な保護又は②要支援児童若しくは③特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない、と定められている。更に、同2項では、要対協が行う業務として適切な保護や支援を図るために必要な情報の交換、支援対象児童等（①②③）に対する支援の内容に関する協議を行うと定める。

法を具体化した指針としては、要保護児童対策地域協議会設置・運営指針（平成17年2月25日付雇児発225001号。以下「要対協指針」という。）が定められており、子どもを守るために要保護児童の早期発見や適切な保護を図るためには、多数の関係機関の円滑な連携・協力が必要であり、要対協が「情報や考え方の共有」と「適切な連携の下で」対応していくことが重要であるとする。その上で、具体的な要対協の意義として8つを挙げる。その要旨をまとめると、①支援対象児

童等の早期発見、②迅速な支援開始、③関係機関等の情報と課題の共有、④アセスメントの協働、⑤役割分担についての共通理解、⑥それぞれの機関の責任を持った支援体制作り、⑦同一認識の下での役割分担支援による支援受容意識、⑧それぞれの機関の責任・限界・大変さの分かち合いという8つの意義を有する法定ネットワークであるといえる。

この制度に関しては、同第25条の5が「協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。」と規定し、守秘義務を定める。しかし、実はこの規定の狙いは、むしろこのネットワーク内で行われる個人情報のやり取りは、子どもの命を守る観点から、守秘義務違反にならないということにその本質があると考えられるべきなのである。他の人身安全関連法規である配偶者からの暴力の防止や被害者の保護等に関する法律やストーカー行為等の規制等に関する法律と比較しても画期的な関係機関内連携重視の法制度設計をしているのである。関係機関連携会議のうち、どの会議を要対協という法的ネットワーク制度に位置付け情報の共有と連携を図っていくのか、正に自治体の法解釈・運用にかかっているのである。

本件調査では、COVID-19下で早急に要対協の開催延期・中止を決定した自治体は、こうした要対協の重要な法的意義の理解が十分ではないこと、加えて要対協を現実に対面で行う会議体であるという硬直的な法解釈を行い、かつ、多数が集まる会議は感染予防の観点から招集すべきでないという解釈を行ったようである。

なお、要対協の開催の重要性に鑑み、厚労省通知は、通信での開催についても言及推進している。しかし、この点も市区町村は必ずしも積極的ではない。自治体の法務部門や情報部門から法的又はセキュリティ上の検討が十分尽くされていないため外部とのテレビ電話方式等での接続は認められないとされたとの声が調査で多数挙げられた。筆者論文執筆時では対面での従前どおりの開催手法に戻した自治体も多く、リモート開催の組織的検討と乗り越えのハードルは想像以上に高いのが現実である。

IV 上記課題解決の考察（具体的三つの改善提言）

上記三点の抽出課題に対して、具体的改善を考察していく。

1 保育所・幼・小・中学校等の子どもに関わる機関の休所・休校対策

学校等の一斉休校要請は現在解除されており、幼・小・中学校等においては感染対策を取りながら学校を再開している。保育所に関しては未だ東京23区内の自治体を中心に事実上の登所自粛が行われているのが現状である。論文執筆現時点での振り返りとして、一斉休校期間に何ができたのか、また解除後注意すべきことは何かについて検討を行う。

(1) 休校期間

学校は電話での安全確認を行ってきたが、新年度で学校・担任・組等が変わって不安を抱える子どもや保護者が多く、家庭状況に応じて、新担任等が短時間の戸別訪問で会話を交わす、同時通話ビデオ等の利用等様々な手段を組み合わせて、1回的でなく継続的かつ頻回な心的不安・ストレス除去等を意識した保健・教育等の工夫を行うことが当時であれば可能であったとの現場からの声が聞かれる。

(2) 解除明けの時期

フィジカルディスタンスがとられる中、一層心理的な距離を縮める工夫が必要である。本件調査でも、現場の学校教員から、外出自粛期間後の登校時には無表情であったり、会話が減ったり、逆にこれまでとは雰囲気が変わった児童生徒がいて、自粛期間ステイホームを求められてきた子ども達の心のバランスが壊れてしまったこと、更に学校再開によっても距離をとることが繰り返し伝達される中、授業の受け方、給食配膳手法の変更、友達との遊び方や教室内外での自らの居場所の設定を含めて、従前の学校生活とは異なった生活への慣れは思った以上に心的負担を与えている。教員等は慣れや心的回復期間に長い時間がかかることを認識し、きめ細かな観察と心の面での対応及びカウンセリングに繋ぐ等が求められる。学校が再開すれば解決する問題でないことが幅広く認識される必要がある。

2 保健師による訪問の中止の是非

筆者は、訪問の一律中止判断には反対である。確かにCOVID-19対策は重要である。しかし、前述したように出産後の一定期間におけるストレス等を緩和するためこの事業は非常に重要な意義を有している。また、現にゼロ歳児の虐待死亡事例の割合が高いとのエビデンス²²があり、この事業を中止するリスクは非常に高い。感染対策の工夫を重ねて継続すべきであったと考える。

この点、訪問を断られるとの反論が挙げられた。確かに感染リスクを怖れて断る家庭に訪問を強行すべきではない。しかし、その恐れがどこにあるのかを確認し、受け入れられやすい工夫をしながら訪問をすることは可能である。

本件調査でも、実際に訪問を受けた保護者からストレス解消になったとの声が多く寄せられたと聞いた。この事業を中止した自治体は、中止判断がどのレベルでどのような利益衡量をした上で決定されたのか、検証が必要である。

3 要対協の延期・中止の是非

要対協の開催に関しては、多くの自治体が延期・中止してしまった実態が浮かび上がった。要対協の法的意義は前述したとおりである。こうした要対協の法的意義を理解せず、この法的ネットワークを単に物理的な会議体であることに比重を置くとの解釈運用をしてきた自治体が多く存在し、そうした自治体は会議を開催するための通知や当日の会議次第や資料作りを重視し、当日

の会議が密にならないよう会場を探すことに右往左往し、結果的に延期・中止してしまったようである。

しかし、要対協という法制度は、現実の対面の会議開催という形式に比重が置かれるべきではない。自治体が機能的・機動的に制度運用できる法システムであり、どの関係機関を構成員とするかという制度構築と実際のケースワーク運用との両方のマネジメント²³が自治体の解釈に委ねられているのである。

そして、2016年の児童福祉法等改正により、子どもの権利主体性が第1条の理念規定に明記され、更に新設された市区町村子ども家庭総合支援拠点（法第10条の2）が、要対協の調整担当機関²⁴（法25条の2第4項）として司令塔としての役割を果たすべきものとされたのである。この点、要対協指針第1章5に「支援拠点」が「調整機関を担うことが求められる。」と明記されている。

こうして要対協が子どもの命を守っていく重要な役割を担うのが法の趣旨であるが、野田市児童虐待死事件死亡事例検証²⁵では、要対協の形骸化が指摘され、また札幌市児童虐待死事件死亡事例検証²⁶では、そもそも要対協に事案が上げられなかった点が問題視された。筆者は、両死亡事例検証委員として関わり、児童虐待死を防ぐためには、従前の要対協の法解釈を2016年以降の法制度趣旨に合致した解釈に抜本的に変更して運用すべき旨主張している。

COVID-19対策継続下の今こそ、要対協の開催判断の基準、要対協に登録するケースの判断基準、要対協構成機関の臨機応変な追加、要対協の開催手法（リモート手法等含む。）等の法整備・法解釈を進めるべきである。

少なくとも自治体は要綱等で明確にしておくべきと考える。この要対協の再構築に関する要綱²⁷制定に関して付言すると、筆者調査によれば、構成機関の項目に、自治体が「特に必要があると認めた者」を構成員とすることができるとの文言を整備し、構成機関を随時加えることが法的に可能である形をとっている自治体が相当数ある（リモートで随時専門的アドバイザーを全国から集めることも可能となる。）。こうした随時必要な関係機関・人材を随時巻き込む工夫により要対協を柔軟に再構成し続ける行政的手法を広く自治体に周知しておきたい。

4 まとめ

こうして考察してみると、非常時のCOVID-19下だからこそ、事業の根本的意義に遡り、事業の再定義を行う必要がある。本論稿では、根本的な法的遡りを行い、COVID-19感染下における個別の児童虐待対応としては、従前の対面での時間をかけた密室での相談業務を継続することは困難であり、子ども・保護者の多様な声を拾うために、これまで以上に関係機関間で連携協働して、より子ども・保護者の声を拾い、寄り添い伴走し続けるための手段を多様化し、一回の相談・会議・訪問等を簡便化するとともにアウトリーチは頻回化していく等の工夫が必要と考えている。

なお、上記手段の多様化の一例として、従前関係者を一か所に集合させ対面方式で行ってきた研修・自治体アドバイス・相談等をオンライン（テレビ）方式でできるようにした三重県の取組²⁸等

は参考になる。

V 提言実効化担保のための制度再構築提言（自治体児童虐待対応版BCPの構築）

1 自治体BCPの再構築

上記筆者提示の改善提言の実効化担保のためには、BCPの再構築が必要であると考え。

今回自治体では急遽自治体事務とされた特別定額給付金支給事務対応のために職員を当該事業に大幅に割かざるを得なくなったこと、またCOVID-19感染下での相談や不満が自治体に多く挙げられ感染対策等による様々な事業が増加した。こうした事柄に対し、自治体は職員の兼務発令や流動体制等、又は職員の残業等により、何とか現有職員体制での個別対応によってしのいでいることが筆者調査で明らかにされた。

しかし、こうした継ぎはぎ的な個別対応ではなく、BCPによる対応をしていくべきである。

従前BCPは、地震編、新型インフルエンザ編という形で主に事象ごとに作成されており²⁹、その危機事象ごとに全体の統括的BCPを策定した上で、その後、各部局ごとのBCP作成を促す形がとられることが一般的である（政府業務継続計画（首都直下地震対策）、東京都業務継続計画（都政のBCP）等参照）³⁰。総論から各論へ、抽象から具体へ、本部機能から現場・事業化へというフレーズで説明することができるが、そうした体系で策定されることが多い。

COVID-19に関しては、法的には従前の新型インフルエンザ特別措置法制定時に策定したBCP（例えば、「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」）を利用することが可能である。法改正によりCOVID-19も当該法律適用の射程内とされたためである。その意味では、従前の新型インフルエンザ対応の行動計画としてのBCPを基に修正・再構築による優先順位付けによる全庁的な事業の選択と集中を行うことが重要であった。

筆者調査によれば、今回のCOVID-19対策として、「新型インフルエンザ等対策行動計画」を根拠に（改編して）事業の継続・廃止を行っている自治体が存在する一方、従前の行動計画は全く利用されていない自治体も多い。それゆえ、全庁的な事業の位置付けや適切な人員配置が行われず、新たに生じた事業遂行のために各部局から等しく職員を削ることや一部の部署にのみ過度な負担が生じてしまっていること等が報告されている。

更にCOVID-19対策としてのBCP再構築が必要な理由を他の災害対応との比較から挙げると、COVID-19は、地震や台風等と比較して、未だ医学的にも未知・不明で予測困難要素が高く、かつ、終息が見通せない危機といえる。その意味で、一定の復興や終息が想定できる地震や台風対策以上に、感染による支援側の人員減少等を常に想定しながらこの先の長期戦を考え事業の優先順位の再構築と人員配置を行うことが求められるのである。

なお、これまでこうした計画を立てて来なかった、又は形式的に立てたにすぎない自治体があるが、その場合は自治体のBCPの策定・再構築が急がれよう。民間企業等に比べて自治体における

BCPの重要性の意識は未だ低いと言わざるを得ない。

2 自治体全体のBCPにおける児童福祉分野の優先順位上げ

次に、全体のBCPの中において、児童福祉分野特に児童虐待対応事業の位置付けの優先順位を上げることが必要である。

この点、児童虐待担当部局や生活保護担当部局の職員が定額給付金支給業務に応援でとられてしまったとの自治体報告があるが、こうした自治体は優先順位の判断を誤っていると言わざるを得ない。

特に、児童福祉分野の中でも、児童虐待対応の領域は、生命に直結する業務であること、そして正に今COVID-19下で児童虐待やDV被害が増加しているとの報告がなされていること、感染が終息しない状況下では、家庭という外部から状況が見え難い密室へのアプローチは、より困難を伴うが従前の対面的手法の変更と新たなアウトリーチ手法が必要な業務であること、こうした理由から、児童虐待対応を上述のBCPの中での優先順位を最上位にしておく必要があるのである。例えば、前述した要対協を中核とした児童虐待対応における子どもを見守るネットワーク業務は、子どもの命を守る第一優先順位に位置付けられ、児童虐待部局職員の増員とチームとしての能力の向上を図っていくべきである。

こうした自治体全体の業務の中での位置付けを共通認識の下で共有し、その優先順位付けを内外に示す³¹ことで、現場職員の業務遂行を後押しすることができる。

3 児童虐待対応版BCPの策定（具体例）

更に、筆者は、児童虐待対応分野において、手続・手法の優先順位付けを含めた児童虐待対応版BCPの策定が必要であると考ええる。

具体的には、通常自治体の所掌規則等³²で次のような児童福祉業務が定められており、BCP策定にはこれら事業に優先順位（ABC）をつけた行動計画が策定されることになる。

① 子育て支援事業

児童手当、子どもの医療費助成、ひとり親家庭の手当と医療費助成、子育てひろば、一時保育事業、病児・病後児保育事業、子育て訪問支援券事業、ショートステイ・トワイライトステイ事業、ひとり親家庭子育て訪問支援券事業、子育て支援事業利用者負担軽減利用料助成、子育て支援に関する総合的な計画、子ども・子育て会議等

② 保育事業

区立保育園、私立保育園、区立幼稚園（入園に関すること）、私立幼稚園、認定こども園、グループ保育室、認証保育所、認可外保育施設、家庭的保育者（保育ママ）、緊急一時保育等

③ 子ども家庭支援センター

子どもと家庭に係る総合相談、児童虐待に関する相談、児童虐待防止啓発活動、子ども応援サ

ポート室、親子ひろば（ぴよぴよひろば）、養育家庭の普及、子どもの最善の利益を守る法律専門相談、子育て支援講座、講演会等

本論稿では、COVID-19下、児童福祉業務に関しBCPとの関係性が曖昧な形で継ぎはぎ的対応がなされていると警鐘を鳴らした。その意味では、自治体BCPの中で、特に児童虐待対策業務の優先順位を最上位に位置付けるべきとの提言こそが子どもの命を守るために今自治体に対して最も有効な提言であると考え。その位置付けの明確化により、自治体業務全体の中での優先順位と更に児童福祉業務の中での児童虐待対応の優先順位の位置付けの二重の意味での明確化が図られる。児童福祉領域で例えば保育事業は縮小継続の判断、講演会等は廃止の判断等が行われ、そして廃止業務担当職員が児童虐待対応事業に応援援助を行うこと等が進んでいく。

しかし、筆者としては、更に、もう一步踏み込んだ形で、試案的提言を行っておく。児童虐待対応は、上記事業一覧で、「児童虐待に関する相談」事業として表示されているに過ぎない。確かにBCP再構築により、児童虐待に関する相談事業が優先順位の最上位とされることで、通常業務遂行時と同様の人員体制が継続し、業務遂行上不足人員を他部局から応援が求められる状況にはなろう。しかし、そこまで自治体組織対応が終了してしまい、後は児童福祉部局で、又は更に現場対応職員ごとの対応に委ねられてしまう恐れがある。確かに、事業項目の細かな手続・手法は一定程度現場に委ねられる必要がある。しかし、COVID-19下のような医学的に解明されていない部分が未だ多く手続・手法の選択によっては苦情や混乱が高度の確率で想定される状況下で、住民生活に深く介入せざるを得ない児童虐待対応事業では、例えば「三密を避けて虐待対応を行う」というような形で現場職員に手続・手法を委任することは現場職員に酷であるし、混乱を来すのみである。手続・手法の選択に関しても、優先順位をも含めた提示がセットで必要となる。

この手続・手法については、既に本論稿では自治体現場で大きな課題となり対応が分かれた三つの課題を抽出して詳述したところである。具体的には、今後も想定される①子どもの休校等含めた休み期間の見守り、②保健師等の訪問活動、③要対協の開催の頻回化とリモート等を利用した頻回化等こうした手続・手法の詳細をBCPに書き込んでおき、選択の優先順位を提示しておくこと（状況が変化すれば改定していけばよい）が、現場職員の精神的・物理的負担を軽減するとともに子どもの命を守ることに直結すると考える。

児童虐待に関する相談の流れとしては、㉗相談・通告の受付、㉘受理会議（緊急受理会議）、㉙調査、㉚アセスメント、㉛支援計画の作成等、㉜支援及び指導等、㉝児童記録表の作成、㉞支援の終結が挙げられる³³が、チェック項目・チェックシートを定めてそれぞれの段階において優先的手順等を定めておく（場合によっては行わない選択の定めも含む。）ことが有用となろう（例えば上記㉙調査訪問者には優先的に検査を受けさせることや感染対策装備等の優先配付を行うこと、㉞支援手法について介入の手順や限界等を定めておくこと（家庭訪問時にCOVID-19陽性が判明した訪問先家族の事案で搬送をどうするのか、どこまで対応を行うのか等の問題に直面している現場の声聞く。）、訪問1回当たりの滞在推奨時間、安全確認の項目としての傷あざだけでない心の状況

判断をどう見立てて一時保護を行うのか、等も事前に暫定形でも定めておくことが必要となる。)

児童虐待対応版BCPを策定し、こうした具体的手続・手法を定めておくことを提言しておく。

VI おわりに（展望）

COVID-19下において、行政が個人の尊厳（憲法13条）を守り、一人ひとりの権利利益を保障するための環境を整備し続けることは、憲法に定められた自治体の責務（憲法第8章、それを受けての地方自治法等、憲法99条等参照）である。そのための具体的手法についてのパラダイムシフトが今求められている。本論稿ではその点に関して児童虐待分野を中心に論点を採り上げて根本の法の趣旨・意義に遡ってあるべき具体的方向性を示した。

筆者は自治体職員からの相談や住民からの直接の相談を受けることも多い。筆者が見ている景色は、暴力、虐待、貧困、障害等に起因して、自治体の相談窓口を訪れる住民は、感染の危険があっても何とか今日明日の命を繋ぐために自治体に助けを求めてやってくる人が少なくないという現実である。そうした人達にとっての「住民の福祉の増進」とはどういったものであろうか。

自治体という住民最前線の現場での相談事業やソーシャルワークの重要性に鑑みれば、住民とのチャンネルを多様かつ太くすることに注力すべきである。今後は、一層リモート等での相談等のチャンネルを増やしつつ、対面での相談を続ける必要があるケースの選択と選別を行う（対面・アウトリーチを行う場合には、従事者に優先的に感染対策の医療的バックアップを行った上で従事命令を行う等、住民と職員の双方を守る工夫が必要である。）。そのため自治体全体での事業の優先順位付けを含めたBCPの再構築を行い、更に児童虐待対応版BCPの策定によって児童虐待対応を確実に担保することが必要である。

地方分権一括法制定時に盛んに掲げられた自治体間競争や自治体戦国時代というキャッチフレーズは、奇しくもCOVID-19感染が続く今、自治体間格差が子ども達の生活と命を左右するほど深刻な形で顕在化してしまっている。自治体トップ³⁴による発信、組織マネジメントが今ほど求められているときはない。それを担保し命を守るためのBCPの再構築と児童虐待対応版BCPの策定運用がどの自治体にも強く求められる。

¹ 都道府県及び市区町村を含む概念であるが、本論稿においては注意書きをしない限り市区町村を想定して論じていく。

² 本論稿は、以下のエビデンスによる。筆者は厚労省子ども・子育て支援推進調査研究事業研究代表（2017、18、19年度）を務め、2017年度は17自治体調査、2018年度は34自治体調査、2019年度は101の自治体調査報告書をまとめて厚労省のHPで公開している。今回は令和元年度調査報告書をまとめている最中にCOVID-19感染が起これ、調査協力自治体にCOVID-19感染対応についても電話等で追加で尋ねた。自治体名を出すことでの対応批判が調査目的ではないことから自治体名の非公開を前提とした個別ヒアリング調査を行った。このヒアリング了承の57自治体担当者へのヒアリングとは別に、シ

ンポジウム又は研修会・相談会等において COVID-19 感染での対応を公開の場で質疑やり取りした自治体としては本文記載の三重県を含め、2020年6月17日広島県、同7月20日旭川市、7月27日広島県下市町村、同29日世田谷区、同29日長野県下市町村、8月6日長野県下市町村、同7日野田市、同20日品川区、同21日伊丹市、同24日鴻巣市、同26日中野区、同28日山梨県、同31日・9月1日・2日広島県下市町村、9月16日愛知県等を挙げることができる。また8月1日には日本子ども虐待防止学会『コロナ禍における子ども・家庭支援』（Webセミナー）にて教育現場、民間の子ども支援の現場での対応。8月29日には里親との意見交換（中野区の団体）。その他にも警察、病院、保育所、養護施設等の職員にもヒアリングを行った。この調査結果分析については上記学会でも報告している。

³ 2020『月刊ガバナンス』（ぎょうせい）は、6月号、7月号でそれぞれ「新型コロナパンデミックと自治体」「新型コロナ時代への適応と地域」との特集を組んでいるが児童虐待・DV分野の論稿は直接ない。なお、同7月号掲載の拙稿「非常時に求められる自治体相談窓口の危機管理対応」は相談窓口一般についての論稿である。

⁴ 基本的に2020年1月30日～同6月5日までの市の対応検証を公表している。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a95474/kensho.html>

⁵ 2020年7月31日第1回「新型コロナウイルス感染に対する区の対応に関する検証」

⁶ 本論稿における歴表記に関しては基本的に各機関発表の歴表記とする。

⁷ 「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた支援対象児童等への対応について」（令和2年4月10日付け事務連絡）

⁸ なお、確認方法については、感染防止の観点から、ICT機器を用いた通信手段による状況の確認を行う等、柔軟な方法も考えられる。

⁹ 支援対象児童等の状況の把握においては、少なくとも1週間に1回の見守りを原則とするが、本文(2)、③及び④の支援対象児童等については、把握した養育状況等に応じて、関係機関で協議の上で、適宜確認頻度の見直しを行うことを妨げるものではないとの留意事項を示す。

¹⁰ 「新型コロナウイルス感染症対策のために保育所等において登所自粛や臨時休園を行う場合の配慮が必要な子どもへの対応について」（令和2年4月24日付）

¹¹ 「189」等の通告や、子育て相談窓口、DV相談窓口等との連携の下、支援が必要な子どもの把握を行い、各ケースについて適切にアセスメントの上、必要に応じて要保護児童対策地域協議会のケース登録を行い状況を把握すること、と留意事項を示す。

¹² 参考例として、子育てひろばや子ども食堂（食事の宅配等を含む）を運営する民間団体との連携、民生委員・児童委員との連携、母子保健推進委員との連携、人権擁護委員との連携等が挙げられる。

¹³ これらの民間団体等に地域の見守り体制への協力を求めるに当たっては、「子育て支援訪問事業」、ひとり親家庭等に対する「子どもの生活・学習支援事業」、生活困窮世帯等に対する「子どもの学習・生活支援事業」等の国庫補助事業も有効に活用し、必要な支援を行われたいと示し、要保護児童対策地域協議会の対面での開催が困難な場合にはインターネットを活用した会議の開催も有効と考えられることからかかる会議システムの導入等に対する補助を含む「子どもを守る地域ネットワーク事業」も有効に活用されたいと示している。

¹⁴ 本論稿では安全確認、見守りとの用語は原則国や行政の使用例に従うこととした。

¹⁵ 一部国の通知には事業補助が示されている。

¹⁶ いわゆる地方分権一括法制定以後、国と自治体は法的には対等関係にあることが明示されたのであり、自治体への通知徹底を図るには、財政的措置がセットで図られるべきである。

¹⁷ 国の通知自体は全員に架電することを要請していない。この点は児童を限定する自治体と予防もかねて全員としている自治体に分かれた。

¹⁸ 例えば、文京区は10月末まで「家庭保育の協力要請」として保育所登所自粛を継続している。

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/hoikushisetsuunnei.html>。渋谷区は、2020年8月24日付で年内12月末までの登所自粛期間の延長通知を保護者に発している。

<https://www.city.shibuya.tokyo.jp/assets/kodomo/000050868.pdf>

¹⁹ 厚労省HP「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の概要」

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/kosodate12/01.html>

- ²⁰ この事業と関連する事業として母子保健法11条は、新生児の訪問指導について定めている。母子保健法第11条が定める新生児の訪問指導は、母子保健法10条が定める保健指導に際し、当該乳児が新生児（出生後28日を経過しない乳児）であつて、育児上必要があると認めるときは、市町村長が、医師、保健師、助産師又はその他の職員をして当該新生児の保護者を訪問させ、必要な指導を行わせるというものである。両事業の関係については、「新生児訪問とこんにちは赤ちゃんの協働に向けて～東京都版ガイドライン～」（2009年3月 東京都福祉保健局少子社会対策部子ども医療課）に詳しい。なお、東村山市は新生児訪問をCOVID-19感染でも継続、こんにちは赤ちゃん事業は一旦休止後再開の旨HP公開周知。<https://www.city.higashimurayama.tokyo.jp/smph/faq/kosodate/sodan/kosodateshien.html>
- ²¹ ①妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、保健指導等、②保健師による訪問指導等各居宅へ訪問して実施する事業、③乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業、以上の3つの母子保健事業項目に関して、①に関しては、集団で行う健康診査、保健指導等については、「感染拡大防止の観点から、必要に応じ、延期等の措置をとること。ただし、この場合において、延期等の措置をとっている間にも必要に応じて電話や訪問等による保健指導や状況把握を行うこと。」と定められ、個別の場合は、「当該実施機関等と適宜相談の上」判断と定められている。②③に関しては、「事業の社会的必要性等を踏まえ、事業を継続して実施する場合には感染拡大防止のための以下の点に留意すること」とし、「(1)訪問に際し、訪問する家庭の児童や家族に風邪の症状や発熱、倦怠感や呼吸困難等の症状がないか確認すること。(2)事業従事者は、発熱（概ね37.5℃以上）や呼吸器症状がないことを確認した上で、訪問時におけるマスク着用を含む咳エチケットや手洗いアルコール消毒等により、感染機会を減らすための工夫を行うこと。」と注意事項を記している。<https://www.mhlw.go.jp/content/000602421.pdf>
- ²² 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会（2020.9月）「子ども虐待死亡事例等の検証結果等について（第16次報告）」によれば、心中以外の虐待死亡事例の年齢別内訳0歳児占める割合40.7%であり、妊娠期からの切れ目のない支援の整備は重要課題である。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190801_00003.html
- ²³ 『市区町村子ども家庭総合支援拠点設置に向けて・スタートアップマニュアル』
- ²⁴ 法25条の2第4項は、協議会を設置した地方公共団体の長は協議会を構成する関係機関等のうちから一に限り要保護児童対策調整機関を指定すると定める。
- ²⁵ 野田市児童虐待死亡事例検証委員会（2020）『野田市児童虐待死亡事例検証報告書（公開版）』
https://www.city.noda.chiba.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/025/003/houkokusyo2020.pdf
- ²⁶ 札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会（2020）『令和元年6月死亡事例に係る検証報告書』
<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/jisedai/kosodatekaigi/jidofukushi/kensyo.html>
- ²⁷ 三重県、広島県、愛知県、長野県、山梨県等の県下自治体の要対協に関する要綱を取り寄せ検討を行った。
- ²⁸ 三重県では、リモート等による児童虐待にかかる会議を積極的に取り入れた事業展開をCOVID-19感染の早期（4月当初からの打ち合わせを経て第一回目リモート会議を5月7日に）から既に行っている。具体的には、県主催の法定研修会及び市区町村支援の相談会・研修会について、当初は、個別ケース（プライバシー情報）の話が出るので現地での対面での相談・会議設定と決められていた。しかし、COVID-19感染で要対協を含む県による市町村へのアドバイザー事業（個別の市町の悩み・質問に直接相談に乗り、一緒に支援拠点設置に向けて歩めるよう市町の全面的伴走型支援）がストップする自治体が多い中、三重県における事業遂行方針の変更は画期的であった。三重県児童相談センター主催で、Web会議システムで実施。現在1回のみリモート会議を行う自治体は増えたが、こうしてCOVID-19初期から継続的に相談・会議をリモートで行い続けているのは三重県担当者が児童虐待対応に関し組織全体の理解を働きかけたことで実現できたものと評価できる（リモートを利用することで、従来だと呼べなかった講師等もリモートで呼ぶことができ、旅費等や人的労力も節約できるメリットもある）。
- ²⁹ 危機管理学の視点からは、地震や感染症等の事象を分けずに統一的なBCPを策定しておくことが重要ではないかと考える。先行研究にあるが地震と感染症との共通事項（人資源の減少）と相違事項（施設・データ破壊の有無）等を比較することで統一的BCPの提案ができる。どんな事象下でも児童虐待から命

を守る支援と介入が必要だからである。しかし、本論稿の射程としては国・自治体の体系的整理としての事象別のBCPに基づきCOVID-19対策としての児童虐待対応の明示に関し現実的かつ具体的な提言を行った。

³⁰ 国は、地震を想定した「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」（平成26年3月28日閣議決定）で非常時優先業務の実施に係る政府の方針・省庁横断的事項を定め、この計画に基づき省庁業務継続計画を作成するものとされる。東京都は、「都政のBCP（東京都事業継続計画）＜地震編＞」を「東京都業務継続計画（都政のBCP）」と改定し、近年の災害事例等を踏まえ、地震のみならず自然災害一般についての都民の生命・生活と都市機能の維持を図るための計画を立てる。なお、新型インフルエンザ等対策としては「新型インフルエンザ等対策行動計画」を定めており、この土台を基にしつつ、COVID-19対策としても、対策本部において「新型コロナウイルス感染症への各局の対応」を求めている。

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000061/1000395.html>

³¹ この分野の条例があることは一つの優先順位付けの例といえる。子ども権利条例等を制定している自治体では、COVID-19感染下の子どもの権利を強化する方向に向かいやすいであろう。

³² <https://www.city.bunkyo.lg.jp/kusejoho/profile/guide.html>

³³ 平成29年3月31日付雇児発331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000161700.pdf>

³⁴ 内外に差別を生まない地域の宣言を行った「鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例」（2020年8月25日制定）等があるが、執行機関だけでなく議会も巻き込み、自治体意思を内外に明確に宣言することは地域で住民の生活と命を守ることに繋がる。

脱稿後、令和3年1月7日再び緊急事態宣言発出（学校等休校要請なし）。また、「新型インフルエンザ等対策特別措置等の一部を改正する法律」が同2月3日に成立・公布されたこと、新型コロナワクチン接種を行う期間が、令和3年2月17日から令和4年2月末までとの厚労省発表（2021年3月3日）がなされたことを付記しておく。

